

## 2. 広域的地域活性化に向けた取組

### 広域的地域活性化に向けた取組の概要

#### 1. 取組の目的

我が国の持続的な発展を図る上で、活力の源泉である地域の活力の向上が不可欠であり、意欲のある地域の活性化に向けて、民間と公共が連携した地域発意の計画に基づき、広域的な経済活動等を支える基盤整備と地域づくりに対するソフト面での支援等を一体的に促進するための地方の自主性と裁量性の高い財政支援制度により、地域の知恵と工夫を引き出し、広域的地域活性化を図ることを目的とする。

#### 2. 広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成19年法律第52号）

##### (1) 目的

広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（以下、「広活法」という。）は、我が国の人口構造の変化、経済社会生活圏の広域化、国際化の進展等の経済社会情勢の変化に伴い、全国各地域において広域にわたる活発な人の往来又は物資の流通を通じた地域活性化（「広域的地域活性化」）を図ることが重要となっていることにかんがみ、広域的地域活性化のための基盤整備を推進するため、国土交通大臣が基本方針を策定し、都道府県が作成する広域的地域活性化基盤整備計画（以下、「広域活性化計画」という。）に基づく民間拠点施設整備事業計画の認定及び拠点施設関連基盤施設整備事業その他の事業又は事務の実施に要する経費に充てるための交付金の交付等の措置を講ずることを目的とする。

##### (2) 基本方針

国土交通大臣は、広域的地域活性化のための基盤整備に関する基本的方向、拠点施設の選定及び重点地区の設定に関する基本的事項、拠点施設関連基盤施設整備事業に関する基本的事項、関連する広域的特定活動の促進に関する施策との連携に関する基本的事項、広域的地域活性化のための基盤整備に係る都道府県間その他の関係者間における連携及び協力に関する基本的事項、広域活性化計画の作成に関する基本的事項やその他広域的地域活性化のための基盤整備に関する重要事項からなる基本方針を定める。

##### (3) 広域的地域活性化基盤整備計画

都道府県は、基本方針に基づき、広域的地域活性化のために必要となる経済活動等の拠点となる施設やこれと関連する基盤整備事業や基盤整備事業と一体となってその効果を一層高めるための必要な事業等を記載した広域活性化計画を作成し、国土交通大臣に提出する。

国土交通大臣は、都道府県が作成した広域活性化計画に基づく事業等の実施に要する経費に充てるため、予算の範囲内で年度ごとに当該都道府県に対し交付金を交付する。

##### (4) (一財) 民間都市開発推進機構による支援制度

広域活性化計画に記載された重点地区の区域における拠点施設の整備に関する事業であって、当該事業を施行する土地の区域の面積が一定規模以上の拠点施設整備事業を施行しようとする民間事業者は、当該拠点施設整備事業に関する計画（民間拠点施設整備事業計画）を作成し、国土交通大臣の認定を申請することができ、国土交通大臣が、基

準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。

(一財) 民間都市開発推進機構は、大臣認定を受けた事業を行う民間事業者に対し、当該事業の施行に要する費用の一部について出資等の方法による支援、必要な助言、あつせんその他の援助等を行う。

### 3. 社会資本整備総合交付金「広域連携事業」について

#### (1) 目的

複数都道府県が連携・協力して取り組む都道府県を越える広域での観光や物流の広域的地域活性化を図ることが重要となっていることにかんがみ、広域的地域活性化のための基盤整備等を総合的に推進し、地域社会の自立的な発展並びに国民経済の健全な発展に寄与。

#### (2) 概要

交付対象：都道府県（市町村等への間接交付も可）

対象事業：複数都道府県が連携して作成する広域活性化計画（社会資本総合整備計画に記載）に基づく基盤整備事業等

- ①基幹事業：広域的特定活動<sup>※1</sup>を推進するために必要な基盤整備事業（都道府県が自ら実施する道路、鉄道、空港、港湾、公園、下水道、河川、住宅、土地区画整理事業、市街地再開発事業）及び広活法提案事業<sup>※2</sup>

※1 域外の広域からの来訪者を増加させたり、広域にわたる物資の流通を促進する効果の高い、主として民間によって展開される広域的な地域活性化に寄与する活動

※2 広活法第2条第3項で定める拠点施設関連基盤施設整備事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業又は事務  
(例：検討調査、社会実験、標識整備等)

下記「③効果促進事業」とあわせて全体事業費の20/100以内

- ②関連社会資本整備事業：計画の目標を実現するため、基幹事業と一体的に実施することが必要な社会資本整備事業

- ③効果促進事業：計画の目標を実現するため、基幹事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業等

※広活法提案事業を実施することができるため、実施不可

- ④社会資本整備円滑化地籍整備事業：計画の目標を実現するため、基幹事業に先行し、又は併せて実施する国土調査法第6条の4第1項に規定する地籍調査であつて、社会資本整備の円滑化に資するもの

交付期間：3～5年程度

交付率：①基幹事業＝最大45%

②③④関連事業＝個別の法令に規定がある場合以外は1/2

その他：・計画全体をパッケージで採択

・計画内の他事業に国費の流用可

・法律で補助事業となっている事業とは異なり、年度間でも国費率の調整可

・都道府県自らが目標を設定し、事後評価・公表

# 広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（広活法）に関する支援制度

複数都道府県が連携して作成

## 広域的地域活性化基盤整備計画

広域的特定活動

広域にわたる物や人の流れを活発にする生産活動、観光振興などの活動

### 基幹事業

- 【広活法の基幹事業】
- ・広域的特定活動を推進するために必要な基盤整備事業  
→ 都道府県が実施する道路、鉄道、空港、港湾、公園、下水道、河川、住宅、住宅、土地区画整理、市街地再開発等
  - 【広活法の提案事業】
    - ・広域連携事業活用調査
    - ・広域連携推進事業
    - ・広域連携基盤整備支援事業

### 拠点施設整備事業

- 重点地区の区域における拠点施設の整備に関する事業
- ・観光施設
  - ・工業団地
  - ・教養文化施設等

民間都市開発推進機構からの出資

民間拠点施設整備事業計画

社会資本総合整備計画

### 関連事業

関連社会資本整備事業  
計画の目標を実現するため、基幹事業と一体的に実施することが必要な社会資本整備事業

効果促進事業  
計画の目標を実現するため、基幹事業と一体となつてその効果を一層高めるために必要な事業等

社会資本整備円滑化地籍整備事業  
計画の目標を実現するため、基幹事業に先行し、又は併せて実施する国土調査法第6条の4第1項に規定する地籍調査であつて、社会資本整備の円滑化に資するもの

社会資本整備総合交付金を交付

国土交通大臣

計画提出

申請  
認定

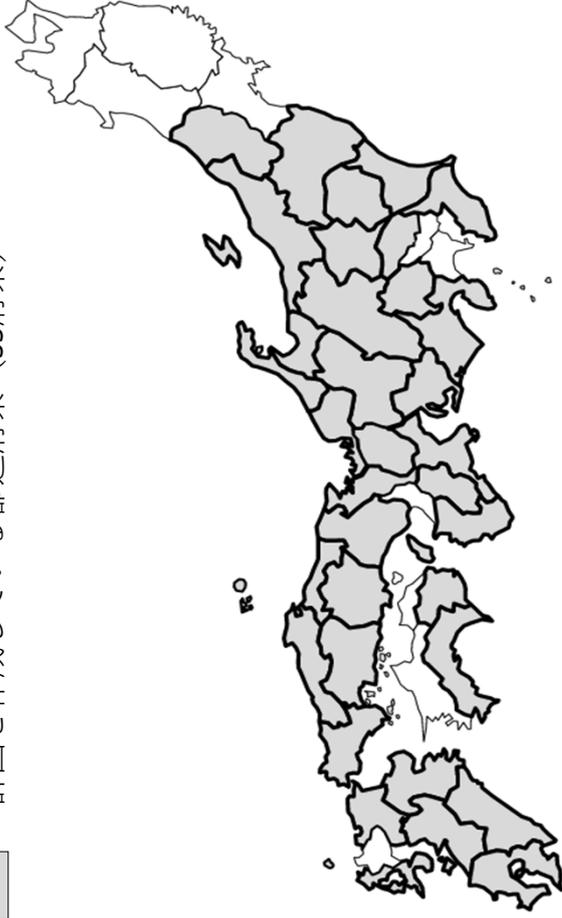
# 社会資本総合整備計画（広域連携事業）計画一覧

令和2年4月時点

## 【33計画名74計画数】

- : 広域観光の活性化 (27計画名59計画数)
- ★ : 広域産業の活性化 (6計画名15計画数)
- : 令和2年度新規計画 (8計画名19計画数)

■ : 計画を作成している都道府県 (35府県)



★ : 広域産業の活性化計画

● : 広域観光の活性化計画

計画名	都道府県
山形福島新潟広域観光活性化計画	山形県 福島県 新潟県
茨城・栃木交流圏域における魅力的な資源を活かした広域的観光周遊活性化計画	茨城県 栃木県
圏央道・新国道4号を軸とした茨城埼玉交流圏域活性化計画	茨城県 埼玉県
千葉茨城交流圏域における観光振興による広域的地域活性化	茨城県 千葉県
栃木・群馬における魅力的な資源を活かした広域的観光活性化計画	栃木県 群馬県
群馬・長野における豊かな環境を活かした多様な広域周遊観光計画	群馬県 長野県
山梨埼玉広域観光活性化計画	埼玉県 山梨県
飛越交流圏域活性化計画	富山県 岐阜県
北陸新幹線を軸とした北陸3県における広域観光活性化計画	富山県 石川県 福井県
福井と岐阜を結ぶ美濃街道・中部縦貫自動車道・北陸自動車道等を軸とする岐阜福井交流圏域における観光活性化計画	福井県 岐阜県
海山湖の魅力を活かした地域活動と広域交通網で向上する福井・滋賀広域観光活性化計画	福井県 滋賀県
富士山周辺の豊富な観光資源を活かした山梨静岡交流圏域活性化計画	山梨県 静岡県
甲信地域広域的観光活性化計画	山梨県 長野県
霊峰伊吹山と天下分け目の武將の息吹を感じる、岐阜・滋賀周遊観光振興による広域的地域活性化計画	岐阜県 滋賀県
愛知静岡岡昇龍道Ukiyo-e Routeを巡る歴史・文化観光活性化計画	静岡県 愛知県
「吉野・熊野・高野の国」の連携による世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」地域の観光地域活性化	三重県 和歌山県
三重・滋賀交流圏域における広域観光活性化計画	三重県 滋賀県
京都・奈良・和歌山における自転車を活用した広域観光活性化計画	京都府 奈良県 和歌山県
大丹波圏域広域観光活性化計画	京都府 兵庫県
山陰海岸ジオパーク圏域3府県周遊観光活性化計画	京都府 兵庫県 鳥取県
中国山地の豊かな自然を活かした広域周遊観光活性化計画	鳥取県 岡山県
広島・島根における尾道松江線を軸とした広域観光活性化計画	島根県 広島県
広島広域都市圏における広域的な観光活性化計画	広島県 山口県
世界初の営業運行となるDMVを軸とした観光による徳島県南部及び高知県東部地域活性化計画	徳島県 高知県
北部九州地域への来訪者の滞在促進戦略(広域的観光活性化)	福岡県 大分県
九州横軸三県における広域的な観光活性化	長崎県 熊本県 宮崎県
九州南部地域における広域観光活性化計画	宮崎県 鹿児島県

計画名	都道府県
群馬・新潟・長野を結ぶ高規格道路を軸とした広域的産業・物流活性化計画	群馬県 新潟県 長野県
高規格道路(北関東・関越・圏央・東北)沿線地域における広域的産業・物流活性化	群馬県 埼玉県
愛知岐阜長野における広域的産業・物流活性化計画	長野県 岐阜県 愛知県
備後圏域連携中核都市圏における広域的な産業物流活性化計画	岡山県 広島県
北部九州地域における自動車産業等活性化戦略(広域的な物流の効率性向上)	福岡県 熊本県 大分県
南九州地域における産業・物流活性化計画	宮崎県 鹿児島県